

橋本市規則第 31 号

橋本市公印規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市公印規則の一部を改正する規則

橋本市公印規則(平成 18 年橋本市規則第 13 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後

別表(第3条、第7条関係)						
名称	ひな形	書体	寸法	所管課等	使用区分	個数
略	1～19	略	略	略	略	略
橋本市長印	20	楷書	方6mm	市民課	個人番号カード記載事項証明用 在留カード裏面記載事項証明用 特別永住者証明書裏面記載事項証明用 <u>特定在留カード記載事項証明用</u> <u>特定特別永住者証明書記載事項証明用</u>	2
橋本市長職務代理者印	21	楷書	長径6mm 短径5mm	市民課	個人番号カード記載事項証明用 在留カード裏面記載事項証明用 特別永住者証明書裏面記載事項証明用 <u>特定在留カード記載事項証明用</u> <u>特定特別永住者証明書記載事項証明用</u> 市長職務代理期間中のみ使用する	1
略	22～55	略	略	略	略	略

(1)～(55) 略

改正前

別表(第3条、第7条関係)						
名称	ひな形	書体	寸法	所管課等	使用区分	個数
略	1～19	略	略	略	略	略
橋本市長印	20	楷書	方6mm	市民課	個人番号カード記載事項証明用 在留カード裏面記載事項証明用 特別永住者証明書裏面記載事項証明用	2
橋本市長職務代理者印	21	楷書	長径6mm 短径5mm	市民課	個人番号カード記載事項証明用 在留カード裏面記載事項証明用 特別永住者証明書裏面記載事項証明用	1
略	22～55	略	略	略	略	略

(1)～(55) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 6 月 14 日から適用する。